

みよし市鳥獣被害防止対策事業補助金の案内

みよし市の農地を持っている農家の方を対象に、
鳥獣被害防止対策について資材購入の補助を行います。

手 順

- ① 購入する予定の資材の見積書を取ります。
- ② 産業振興課への補助金交付申請書等を提出します。

《必要な書類》

- ・交付申請書
 - ・設置場所の位置図
 - ・①の見積書
 - ・(農業者団体のうち、共同で設置する場合) 構成員名簿
- ③ 産業振興課へ事業実績報告書等を提出します。

《必要な書類》

- ・実績報告書
 - ・設置後の写真
 - ・請求書
 - ・購入資材の内訳がわかる納品書等の写し
 - ・購入資材の領収書等の写し
- ④ 書類を審査し、内容に不備が無ければ補助金を指定の口座に振り込みます。

対 象

《対象者》

- ・みよし市内で農業を営む方
- ・農業者の組織団体（3戸以上の集まり、農地所有適格法人及び認定農業者）

《対象物》

- ・令和7（2025）年4月1日以降に購入したもの
- ・市内の農業振興地域の農地に設置するもの
- ・鳥獣類による農地への侵入を防止するために設置する資材（裏面のとおり）

《補助額》

補助対象経費の2分の1（算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）※上限額は5万円（農業者団体は15万円）

《償却期間》

鳥獣被害防止施設の種類によって異なります（裏面のとおり）

詳細は裏面へ

鳥獣被害防止施設の種類	償却期間
獣類侵入防止柵	電気柵 8年間
	ワイヤーメッシュ柵 14年間
	上記以外のもの 5年間
鳥侵入防止網	鳥侵入防止網 5年間
	追い払い資材（カイト、反射シート等簡易なものに限り、音、光を用いて威嚇するものを除く。) 2年間

《申請期間》

令和7（2025）年4月1日から
 令和8（2026）年3月31日まで
 ※先着順、予算がなくなり次第終了

《問い合わせ先》

みよし市市民経済部産業振興課
 （市役所4階）

TEL 0561-32-8015

FAX 0561-34-4189

